

営繕工事書類作成の補足事項

各書類作成における補足は次の通りです。なお事業によって取り扱いが変わる場合は別途監督職員から指示します。

No	書式名	補足
1	施工計画書（総合）	
2	施工計画書（工種別）	・ 単一工種の場合、又は現状復旧等工事前後で仕様に変更がない場合は協議により施工計画書（総合）にまとめて提出可
3	施工業者選定報告書	・ 添付書類はいずれかの添付で可
4	工事打合せ記録簿	・ 押印した書式の電子送付（メール）及び印影印刷による提出可 スキャン仕様(フルカラー、解像度 200～300dpi 程度)
5	施工図承諾願	・ 現状復旧等施工前後で納まりに変更のないものは協議により省略可 ・ 小規模な機器更新は協議により材料選定報告書への機器図の添付に代えてもよい
6	機器材料選定報告書	・ 添付書類はいずれかの添付で可（1つの添付書類で設計図書に示されるすべての性能が確認できない場合は複数添付） ・ 設計図書に特別の明示がない雑材料/副資材は省略可
7	機器材料搬入報告書	・ 材料検収（監督職員/監督補助員/自主）の写真を添付 ・ 木材含水率測定、生コンクリート受け入れ検査等材料搬入時の検査試験結果は本書式への添付で可 ・ 機器材料選定報告書で「試験成績書、検査証明書」を提出している場合は添付省略可*1
8	段階確認報告書	・ <u>材料検収/検査試験立ち合いは本書式での提出は不要</u> ・ 施工立会、隠蔽部の施工確認、施工完了の確認が対象
9	検査、試験報告書	・ 設計図書、仕様書で指定された検査試験が対象 ・ 検査試験の立ち合い写真を添付
-	施工写真	・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真ガイドブックに示されている項目を撮影対象とする ・ <u>上記7～9に添付した写真の再添付は不要</u>
-	施工報告書	・ 出来形（寸法、傾き等）の測定記録 ・ 設計図書、仕様書の規定に定められていない自主的な検査試験、取り組み等（社内検査、地域貢献）

※添付書類はいずれも発行者が有効と認める場合は押印省略可、またインターネット等電子的に入手したもの及びカタログ等の写しも可。

※各種アンカーの強度計算、基礎コンクリート配合表、躯体図等構造及び安全性に関わるものはいずれの添付書類も省略不可

*1 熱源機器、高圧受電設備等受注生産品は製作後検査のため機器材料搬入報告書への添付となるが、メーカー等がストックしている検査済みの一般流通品を用いる場合、機器材料選定報告書への添付も考えられる。